

令和5年4月10日

保護者のみなさまへ

貝塚市立永寿小学校
校長 宇野 浩朗

警報発令時の臨時措置について

貝塚市に『特別警報』・『大雨警報』・『暴風警報』

が発令された場合、下記の様な措置を取ります。

記

- ① 午前7時に、『特別警報』・『大雨警報』・『暴風警報』が発令されているときは、休校にします。(洪水、雷、高潮等の警報は含みません。) なかよしホームも休みです。
- ② 登校後、警報が発令されたときは、校長が判断して、下校させることができます。その場合にそなえて、「どこへ帰宅するか」を家庭で十分に話し合い、きちんと約束をしておいてください。

登校後に下校することになった場合は、時刻などを学校ホームページとまち comi メールで連絡します。

☆警報発令中に学校への電話での問い合わせはご遠慮ください。関係庁からの大切な連絡が取れなくなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※大雨警報の場合、「天候は回復したが、警報が解除されない」ときがあります。それは、「浸水害」「土砂災害」「浸水・土砂災害」の心配が残っているからです。永寿小学校区では、貝塚市のハザードマップで「土砂災害」の対象になっているところがありますので、天候に関係なく上記の措置をとりますのでよろしくお願ひいたします。

※上記の措置については、年間適用されますので、このお知らせを大切に保存しておいてください。